

運 営 規 程

鎌倉病院 居宅介護支援事業所

(事業の目的)

第1条 一般財団法人 鎌倉病院が開設する鎌倉病院 居宅介護支援事業所（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員その他の従業者（以下「介護支援専門員等」という。）が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の介護支援専門員は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行うものとする。

- 1 利用する居宅サービス等の選択にあたっては、利用者に対し、複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を行い、利用者の心身状況、その置かれている環境等に応じて、利用者を選択していただくものとする。
- 2 居宅サービス計画原案に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求められた時には、十分に説明を行い、適切な保健医療サービスおよび福祉サービスが、総合的かつ効果的に提供されるよう配慮し努めるものとする。また、居宅サービス計画の作成にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、特定の事業者に不当に偏することのないよう公正、中立に行うものとする。
- 3 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努めるものとする。
- 4 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 5 事業所において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化、指定居宅サービス等に対する利用者又はそのご家族からのカスタマーハラスメント等の必要な措置を講じるものとする。
- 6 介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名 称 鎌倉病院 居宅介護支援事業所
- ② 所在地 神奈川県鎌倉市長谷3-1-8

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 1名（常勤・専従）

主任介護支援専門員である管理者は、事業所の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定居宅介護支援の提供に当たるものとする。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 月曜日から金曜日まで。(祝祭日により土曜日の営業あり)
- ② ただし、日曜日、祝祭日、12月29日から1月3日までを除く。
- ③ 営業時間 午前8時30分から午後5時までとする。

(居宅介護支援の提供方法及び内容)

第6条 指定居宅介護支援の提供方法及び内容は次のとおりとする。

- ① 利用者の相談を受ける場所 第3条に規定する事業所内
- ② 使用する課題分析票の種類 厚労省の課題分析標準項目23項目様式又は独自様式
- ③ サービス担当者の開催場所 利用者宅・第3条に規定する事業所内
- ④ 介護支援専門員の居宅訪問頻度 月1回以上
- ⑤ モニタリングの結果記録 1ヶ月に1回
- ⑥ 困難事例への対応

地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に指定居宅介護支援を提供していくこととする。自ら積極的に支援困難なケースを受け入れるよう努めていき、そのため常に地域包括支援センターとの連携を図っていく体制をとる。

- ⑦ 地域包括支援センター等が実施する事例検討会への参加

地域包括支援センターの事例検討会へも積極的に参加し、又地域ケア会議において、個別のケアマネジメント事例の提供の求めがあった場合には、これに協力するよう努めることとする。地域ケア会議参加においては、各関係者間の情報共有に努める。

(指定居宅介護支援の利用料等)

第7条 居宅介護支援の利用料その他の費用の額は次のとおりとする。なお、法定代理受領サービス以外の利用料は、厚生労働大臣が定める基準(告示上の報酬額)によるものとする。

1. 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収する。
2. 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、鎌倉市全域とする。

(苦情処理)

第9条 指定居宅介護支援の提供に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。

1. 事業所は、提供した指定居宅介護支援に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
2. 事業所は、提供した指定居宅介護支援に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調

査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

（事故発生時の対応）

第10条 事業所は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

1. 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録を行うものとする。
2. 利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

（人権擁護）

第11条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制整備を行うとともに、従業者に対し、人権の擁護、虐待の防止等に関する研修を実施するものとする。

（虐待防止に関する事項）

第12条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- ① 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図る。
- ② 虐待の防止のための指針を整備する。
- ③ 介護支援専門員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- ④ 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを関係市町村に通報するものとする。

（衛生管理）

第13条 事業所において、感染症の予防及びまん延の防止等のため、指針を整備し研修及び訓練を定期的実施する。

（感染症の予防に関する事項）

第14条 事業所において、感染症が発生し、又はまん延しないようにするため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

1. 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図る。
2. 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
3. 介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

（業務継続計画の策定等）

第15条 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該

業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

1. 介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的を実施する。
2. 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(個人情報の保護)

第16条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

- 2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(その他運営についての留意事項)

第17条 事業所は、介護支援専門員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- ① 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- ② 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- ③ この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は一般財団法人 鎌倉病院と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規定は、令和6年10月1日から施行する。